

# 青色申告会 島田支部 入会申込書

入会日 年 月 日

氏名(フリガナ)	生年月日		
⑩	S・H	年	月 日
事業所名	業種		
	(開業日 . . . )		
住所(自宅) 〒 -			
			☎
			FAX
住所(事業所) 〒 -			
			☎
			FAX
携帯番号(事業主)	携帯番号( )		
青色承認申請書提出			
済 ( 年 月 日 ) ・ 未		消費税申告( 有 ・ 無 )	
		一般課税 ・ 簡易課税	
入会理由			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色コーナー</li> <li>・会員紹介 (紹介者名 )</li> <li>・税理士紹介</li> <li>・来局</li> <li>・事業承継</li> <li>・その他(</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・記帳指導機関説明会</li> <li>・税務署紹介</li> <li>・関係団体紹介</li> <li>・入札事業(アウトソーシング)</li> <li>・ホームページ</li> </ul>	

## 島田税務署管内青色申告会島田支部 指針

- ◇当支部は入会申込書に記載いただいた情報を以下の目的で利用いたします。
  1. 会員の入退会、異動履歴の管理及び会費徴収に関わる業務
  2. 機関誌、各種事業のご案内、各種会員厚生事業のご案内等の送付
  3. その他、支部業務を遂行するために必要な行為
- ◇特定個人情報の取り扱いについて  
当支部では、会員が自身で作成した特定個人情報を含む決算書・申告書等をお預かりし、税務署へ提出代行いたします。
- ◇当支部は以下の方針により事業活動を行います。
  1. 申告納税制度の本旨に従い、適正な会員指導に努める。
  2. 税務代理を行わず、申告及び記帳処理等の内容は会員本人の責任により提出されるものとする。
  3. 個人情報保護指針を遵守し、会員の個人情報の適正利用及び保護に努める。
- ◇入退会及び入会金、年会費、特別会費について
  1. 入会申込書及び退会届において、入退会とする。
  2. 入会金は初年度、年会費は4月1日より3月31日までの期間とする。(期中の入退会であっても年会費は発生いたします)
  3. 会費の納入期限は毎年5月20日とする。(口座振替は5月31日)
  4. 受益者負担として記帳指導料、その他事業の経費として特別会費を徴収することができる。

上記指針に同意し、島田税務署管内青色申告会島田支部に入会します。

島田税務署管内青色申告会島田支部 殿

年 月 日

氏名 ⑩

・入会金 ・初年度年会費( 年度分) ・口座振替用紙提出( 済 ・ 未) カルテ記入 ⑩ データ入力 ⑩